申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

産業振興部 産業基盤整備課

許認可等の内容		市内への企業の立地を促進するための奨励措置対象事業者の指定			
根拠法令等及び条項		栃木市企業立地促進条例第3条			
標準処理期間	根拠条項	未設定			
	設定等年月日	平成	年	月	日設定
		平成	年	月	日最終変更
	標準処理期間		日		
	根拠条項	栃木市企業立地促進条例第3条、第4条及び第5条			
	参考事項	栃木市企業立地促進条例施行規則			
	設定等年月日	平成23年10月1日設定			
		平成	年	月	日最終変更

【基準】

〇栃木市企業立地促進条例抜粋

(奨励措置)

- 第3条 市長は、指定した事業者に対し、予算の範囲内において、次に掲げる奨励金を交付することができる。
- (1) 立地奨励金
- (2) 用地取得奨励金
- 2 前項に定める奨励金の対象区域、交付要件、交付額等は、別表のとおりとする。 (奨励措置の対象者)
- 第4条 奨励措置の対象となる事業者は、次に掲げる者で別表の交付要件の欄に掲げる 事項を満たすものとする。
 - (1) 立地奨励金 投下固定資産を有する者
 - (2) 用地取得奨励金 用地を取得した者

(奨励措置の指定)

- 第5条 奨励措置の指定を受けようとする事業者は、市長に指定の申請をしなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに審査を行い、指定の可否を 決定するものとする。
- 3 市長は、前項の指定に条件を付すことができる。
- 4 市長は、第2項の決定を行うときは、栃木市企業立地促進審査会の意見を聴かなければならない。
- ○栃木市企業立地促進条例の別表(第3条関係) (立地奨励金の対象区域)

審査基

- 1 市内の産業団地等
- 2 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に定める地域
- 3 上記以外の地域

(立地奨励金の交付要件)

- 1 事業所の立地のために取得した投下固定資産の総額が1億円(物品の販売を行う施設は2億円)以上であること。
- 2 事業所において常時雇用し、かつ、市内に住所を有する従業員の数が5人(物品の販売を行う施設は10人)以上であること。
- 3 事業所の立地のために取得した土地の取得の日から5年以内に事業を開始すること。ただし、土地の取得を伴わない場合は、この限りでない。

(立地奨励金の交付額)

- 1 投下固定資産に対して賦課される固定資産税及び都市計画税に相当する額とする。 ただし、移設等の場合は、投下固定資産に対して賦課される固定資産税額及び都市計 画税額から、移設等を行う前の直近の年度の固定資産税額及び都市計画税額を差し引 いた額に相当する額とする。
- 2 交付総額は、3億円を限度とする。
- 3 奨励金に 10,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。 (立地奨励金の交付期間)
- 1 立地奨励金の対象区域が市内の産業団地等及び都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に定める地域の交付期間は、事業所の事業開始後、固定資産税及び都市計画税が最初に課される年度から起算して5年間とする。
- 2 立地奨励金の対象区域が市内の産業団地等及び都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に定める地域以外の交付期間は、事業所の事業開始後、固定 資産税及び都市計画税が最初に課される年度から起算して2年間とする。

(用地取得奨励金の対象区域)

市内の産業団地等のうち、規則で定める区域。

(用地取得奨励金の交付要件)

- 1 立地奨励金の交付要件を満たすこと。
- 2 対象区域内の土地を事業主体から取得していること。

(用地取得奨励金の交付額)

- 1 用地取得の額(割賦により取得する場合にあっては、当該割賦にかかる利息に相当する額を除いた額)に10分の1を乗じて得た額。
- 2 奨励金に 10,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。
- 〇栃木市企業立地促進条例施行規則抜粋

(指定申請)

第2条 条例第5条第1項の規定により、奨励措置の指定を受けようとする事業者は、 当該事業所の事業(増設にあっては、当該増設部分の事業)開始後90日以内に、指定 申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならな い。

- (1) 事業概要書(別記様式第2号)
- (2) 奨励措置の対象者の定款又はこれに類するもの
- (3) 法人の登記事項証明書又は住民票の写し
- (4) 投下固定資産明細書及び取得価格が証明できる書類
- (5) 事業主が常時雇用する従業員の数を証する書類
- (6) 土地の位置図及び建物の配置図並びに平面図
- (7) 直近の事業年度の決算書

(指定決定の通知)

第3条 市長は、条例第5条第2項の規定により奨励措置の指定又は不指定の決定をしたときは、指定(不指定)決定通知書(別記様式第3号)により当該事業者に通知するものとする。